

提出 神奈川聯合會

説明者 磯山兵五郎

理由

我國に於ける産業界の現状は、世界經濟の恐慌裡に不安動搖し、労働争議は激増して益々深刻化する状態である。然も組織なき労働者は、到る處に大量解雇され、失業問題を悪化せしめてゐるのである。労働組合法の制定は斯の如き労資の對立を合理化し、産業平和を保持する點に於て、最も必要な事と信するのである。然るに、眼中自己の利益のみあつて、何等産業の將來社會の現状を顧みざる資本家階級は、不完全なる労働組合法政府案にすら猛烈なる反對運動を敢行して、之を壓殺したるが如きは、實に許し難きことである。我等は労働階級の斷乎たる決意と勇敢なる闘争によつて、完全なる労働組合法獲得のため猛進しなければならぬ。

實行方法

- 一、既に立案せる社會民衆黨案を支持し、之が實現に努力すること
- 二、労働組合法反對の資本家團體に對し、猛烈なる闘争を敢行しその運動を紛砕すること
- 三、總同盟大會に提出すること
- 四、其他執行委員一任

共濟制度統一に關する件

提出 製網労働組合川崎支部

説明者 川村要之助

労働組合の共濟制度の必要なることは、論を俟たざる處であつて、我國労働組合の現状及び歐米諸國に於ける労働組合の發達過程並現状を以て見るに一層その必要を痛感するのである。今日我が労働總同盟各組合中にも、共濟制度を有するもの次第に増加の傾向あるは、喜ぶべきことである。然し乍ら、それらの共濟制度はすべて個々別々の構成及び内容であつて、充分なる統一が行はれて居らぬ。よろしく之を統一して共濟制度の充實を図ることは最も必要なことと信ずる。

實行方法

- 一、關東同盟に於て一定の規約を作製すること
- 二、各所屬組合支部に於ては右規約に準じ組織の徹底を期すること

反動の權化工業俱樂部に對し決死的闘争を敢行するの件

提出 神奈川鐵工組合

説明者 佐藤常治

理由

労働組合法案を五十九議會に於て不成立たらしめた元兇は實に團、郷を主班とする工業俱樂部が、其の根幹であり動因である。工業俱樂部とは即ち、労働階級を壓迫し、極まりなき弗の搾取を強行せんとする、資本家の集團であり城塞であると見ることが妥當である。常に彼等は此の城塞にあつて食慾の限りを盡して居るのである。労働大衆は、夫れ自らの保存する熱誠の如き團結の威力を以つて、此の城塞破壊の爲めに、勇猛果敢なる闘争を爲さねばならぬ。

實行方法

- 一、新任執行委員に一任すること